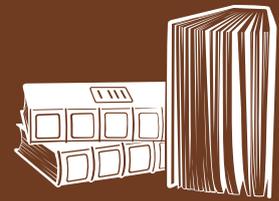




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

ベッドガードに挟まり乳幼児が窒息死した事故につき 輸入業者の責任を認めた事例

原告両名は、被告が輸入、販売する転落防止用のベッドガードを購入して、同ベッドガードをベッドに取り付けて使用していたが、原告らの子（生後9カ月）が就寝中に、同ベッドガードとベッドマットとの間に挟まって死亡する事故が発生した。原告両名は、この事故は、同ベッドガードの欠陥により発生したものであるとして製造物責任法3条に基づきそれぞれ4672万余円の損害賠償を請求した。裁判所は、同ベッドガードには、指示・警告上の欠陥があるとして、原告両名にいずれも3割の過失相殺をし各1788万余円の損害賠償を認めた。

（東京地方裁判所令和6年3月22日
判決、判例タイムズ1532号167頁）

- X1、X2：原告（死亡した乳幼児の両親）
- Y：被告（乳児用品の販売等を業とする株式会社で、本件ベッドガードの輸入販売業者）
- V：X1、X2の子

事案の概要

1. 当事者

Xらは、亡V（2016〔平成28〕年生まれ、当時生後9カ月）の両親である。Yは、台湾のメーカーが2012（平成24）年9月5日に製造・出荷したベッドガード（以下、本件ベッドガード）を同月13日に輸入し、2013（平成25）年7月頃までに小売店舗等で販売した。

2. 購入・設置の経緯

X2は、2017（平成29）年7月末頃、インターネットオークションを利用して購入した本件ベッドガードを受領し、同年8月2日にXらの寝室のベッドに設置した。

3. 本件事故の発生

X1は、2017（平成29）年8月8日午後6時40分頃、Vが本件ベッドガードとベッドマットとの間に身体を挟むように転落しているのを見し、すぐに抱き上げたものの、Vは息をしてい

ない状況であった（以下、本件事故）。Vは、午後8時5分頃、死亡が確認された。なお、検視の結果、Vの死因は不詳とされたが、司法解剖の結果、胸郭運動制限による窒息死の可能性が高いと推定された。なお、本件ベッドガードのガード部と本件ベッドマットの間には、最大で13cmの隙間が生じる状態となっていた。

4. 本件ベッドガード

（1）構造等

本件ベッドガードの本体構造は、主にベッドマットに対して垂直に立ち上がるガード部とベッドマットとベッドフレームの間に水平に挟み込まれる脚部に分けられる。ガード部と脚部はヒンジ（蝶番状の部品）で繋がっており、ガード部は立ち上がった状態から、脚部と反対方向に180度倒すことができる。脚部のヒンジ部分には、本件ベッドガードの位置がずれ動くことにより、ベッドマットとの間の隙間が生じることを防止するセーフティベルトが取り付けられ



ている。

(2)表示

取扱説明書には、赤枠に警告マークを付して「使用上の注意」として「生後18ヶ月から5歳くらいまでのお子様にご使用してください。」「絶対に乳幼児用として使用しないでください。」と表示され、本件ベッドガードが収納されていた外箱である Kartonボックスには、「警告」として「18ヶ月未満のお子様には適しておりません。」と表示されていたが、本体にはこのような警告表示は一切されていない。

(3)ベッドガードに関する製品安全基準

イギリスにおけるベッドガードに関する安全基準としてBS規格があり、日本国内における同様の基準としてSG基準がある。

5. 請求

Xらは、本件ベッドガードには設計上及び指示・警告上の欠陥があり、これにより本件事故が発生したとして、Yに対し、製造物責任法(以下、単に法という)3条に基づき、それぞれ4672万余円等の損害賠償の請求をした。

理由

1. 本件ベッドガードの欠陥の有無について

本件ベッドガードはBS規格の隙間に関する基準及びSG基準の安全性品質に係る基準に適合するもので、かつ、Xらの使用方法に問題があったことにも鑑みると、直ちに、本件ベッドガードに設計上の欠陥があったことはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。Xらは、メッシュのガード部にたわみが生じること、ガード部が垂直方向にがたつくこと、ベッドに固定するためのストッパーが1つでありガード部がずれやすいこと、ベッドの頭側ないし足側に隙間が生じやすいことなどの構造上の問題をも指摘するものの、これらのXら主張に係る点は、いずれも、本件ベッドガードがBS規格の隙間に関する基準及びSG基準の安全性

品質(ベッドへの取付け性)に係る基準に適合していることに照らし、上記の判断に影響を与えないというべきである。

2. 本件ベッドガードの指示・警告上の欠陥の有無について

設計上の観点から当該製造物が通常有すべき安全性を欠いているとは直ちにいえないとしても、当該製造物の使用方法によっては、当該製造物に内在する危険が現実化することがあることから、製造業者としては、そのような危険の現実化を防止すべく十分な指示・警告をして情報を提供すべきであり、そのような指示・警告が全く行われていないか、又は適切さを欠いている場合には、指示・警告上の観点から、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていると解するのが相当である(指示・警告上の欠陥)。

これをベッドガードについてみれば、使用対象年齢未満の乳幼児が使用した場合、乳幼児が隙間に挟まって窒息死する危険性があり、実際に本件事故後にも乳幼児の死亡事故が発生しており、消費者庁が注意を促していた。また、BS規格やSG基準においても生後18カ月未満の乳幼児には適さないことが明記され、本件事故当時、製造業者らにおいて乳幼児の窒息死の危険を、具体的に想起しうる状態にあった。

このような本件ベッドガードの危険性の内容、性質や使用者側の一般的な本件ベッドガードに関する認識に鑑みれば、Yにおいては、ベッドガードが使用対象年齢未満の乳幼児に使用されることがないように、容易に認識できる場所に、使用対象年齢を表示するとともに、使用者が通常の注意を払えば視認できるような方法で使用対象年齢未満の乳幼児に使用した場合の危険性につき、購入後にその危険性を認識した場合であってもその使用の中止に踏み切れる程度に、可能な限り具体的に表示して警告を行うべきであって、そのような警告を欠いた製品については、指示・警告上の欠陥があると認めるのが相当



である。

本件ベッドガードの指示・警告について具体的に検討するに、①本件ベッドガード本体には使用対象年齢が表示されておらず、取扱説明書とカートンボックスに表示されていたのみである。本件ベッドガードの形状や構造からすると、使用に先立ち取扱説明書を不可避免的に読まなければならないわけではなく、使用者が同説明書の表示を必ず認識するものとはいえない。また、本件ベッドガードは、子ども用製品であるから期間が過ぎれば転々流通することも想定される製品であり、流通の過程でカートンボックスが処分されることもあり、使用者がその表示を必ず認識するものとはいえない。②ベッドガードの使用に伴う危険性について、同説明書添付の警告文書において、ベッドマットとの隙間で思わぬ事故が発生するおそれがあり、同説明書の使用上の注意に従って使用すべき旨の表示があるのみで、発生するおそれのある事故の具体的な内容が指摘されていないことに加え、使用者が使用対象年齢未満の乳幼児に使用した場合の危険性について認識できるような方法で表示されていたとは認められない。

本件ベッドガードは使用対象年齢未満の乳幼児に使用されることがないように十分な指示・警告がなされていたとはいえず、指示・警告上の観点から、通常有すべき安全性を欠いており、法上の「欠陥」があった。

解説

1. 本件は、Xらの子である生後9カ月の乳幼児が就寝中に、転落防止用のベッドガードとベッドマットとの間に挟まって死亡した事故につき、同ベッドガードの設計上の欠陥は否定したが、指示・警告上の欠陥を認め、法3条に基づき損害賠償を認めた。なお、X2は本件ベッドガードを設置する際、取扱説明書を見ることなく組み立てて設置しており、この設置方法も適切で

あるとはいえないなどとして30%の過失相殺をしており、認容額はXら各1788万余円の支払いを命じている。ところで、**参考判例①**は、本件の控訴審判決であるが、本判決よりも多い50%の過失相殺をし、Xらに本判決より少ない認容額である各1333万余円の支払いを認めている。

2. 本件は、法3条の欠陥が争われた事案である。法は、1995年(平成7)年7月1日に施行された。製造物の欠陥による製造物責任による製造業者の損害賠償責任を問うには、不法行為責任の責任要件である「過失」ではなく、製造物の客観的性状であるその物の「欠陥」を主張・立証すればよいことになった。製造物責任が、無過失責任とか「欠陥」責任と呼ばれるゆえんである。ヨーロッパや米国では、既に製造物責任が「欠陥」責任とされていたことから、我が国でも「欠陥」責任として立法されたものである。なお、製造物責任は製造業者の責任を定めたものであるが、責任主体の「製造事業者」には、製造業者のほか、輸入業者も我が国に当該製造物を広めた者として製造業者に含まれるとされている(法2条3項1号)。本件のYは、本件ベッドガードの製造業者ではないが、この輸入業者に当たるので、法の責任主体に当たるものである。

このほか、法は、実際の製造業者ではなくても、自らを当該製造物の製造業者としてその氏名、商号、商標その他の表示をした者や当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名を表示した者(「表示上の製造業者」。法2条2項2号)、及び製造、加工、輸入、販売に係る形態などの諸事情から製造業者とは書かれていないが、その製品の実質的な製造者と認めることのできるもの(「実質上の製造業者」。同項3号)も法の責任主体に含めている。

ところで、法3条の「欠陥」には製造上の欠陥、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥の3つの種類があるといわれる。



製造上の欠陥とは、製造物の製造過程で設計通りの製品として製造できなかった不具合品で市場に出る前に検査で排除される製品の欠陥である。設計上の欠陥とは、製造物の設計そのものに欠陥がある場合の製造物の欠陥であり、この欠陥のある設計に基づいた製造物はすべて欠陥品となる。指示・警告上の欠陥とは、製造物が使用の仕方によっては、危害を及ぼす危険が内在している場合に、このような事故を防ぐためにその製品に適切かつ具体的な使用方法を指示し、これを守らなかった場合の結果を具体的に記載（警告）しなかった場合に、欠陥があるとするものである。簡単な設計変更により事故を防げる場合には、指示・警告上の欠陥ではなく、設計上の欠陥があるものとされる。**参考判例②**は、指示・警告上の欠陥に予見可能性が必要であるとした最高裁の判例である。

3. 本判決は、本件ベッドガードには、設計上の欠陥はないとしたが、指示・警告上の欠陥があるとしたものである。すなわち、本判決は、BS規格の隙間に関する基準及びSG基準の安全性品質に係る基準に適合することなどを理由に設計上の欠陥はないとした。しかし、本判決は、本件事故当時、製造業者らにおいて乳幼児の窒息死の危険を、具体的に想起しうる状態にあったとし、指示・警告上の欠陥を認めている。

4. 参考判例として、最近の幼児の死亡事故に関する損害賠償請求事件の判例を掲げておいた。なお、**参考判例⑤**の判例は、6歳の幼児がリフォーム工事で取り付けた網戸を昇降させるコード（ひも）が首に絡まって死亡した事件につき、網戸には指示・警告上の欠陥があったとして、被告網戸メーカーの製造物責任を認めている（一審の大阪地裁は、原告らの請求を認めていない）。

なお、消費生活用製品安全法は、乳幼児用ベッド及び乳幼児用玩具には子供PSCマークを表示しなければならないことを規定している

(2025年12月25日施行)。

参考判例

- ①東京高等裁判所令和6年11月27日判決・判例秘書L07920513(本件の控訴審判決である)
- ②最高裁判所平成25年4月12日判決・判例時報2189号53頁(イレッサ損害賠償請求上告事件)
 - 最近の幼児の死亡事故に関する損害賠償請求事件に関する判例としては、次のようなものがある。
- ③高知地方裁判所令和6年9月3日判決・判例秘書L07950709(無認可保育所で生後9カ月の乳幼児が就寝中に死亡、主位的に不法行為、予備的に債務不履行に基づき損害賠償請求、請求棄却)
- ④名古屋高等裁判所令和6年4月18日判決・判例秘書L07920162(自宅療養指導義務違反により死亡[死亡時3歳]、不法行為に基づき両親に各3740万余円認容)
- ⑤大阪高等裁判所令和6年3月14日判決・判例タイムズ1528号65頁(6歳の幼児が網戸を昇降させるコード(ひも)が首にからまって死亡、指示・警告上の欠陥があるとして法3条に基づき原告Aに2874万余円、原告Bに2853万余円、原告C[長男]に110万円を認容、一審は原告の請求を棄却していた。)